地域支援・医薬品供給対応体制加算１に関する掲示

当院では、患者さんへの安全で確実な医療の提供と、医薬品の安定供給確保のため、以下の体制を整えています。

1．後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

当院では国の施策に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。薬剤部門において、ジェネリック医薬品の品質や安全性、安定供給体制の情報を収集・評価し、適切な採用を決定しています。

2．医薬品の供給不足時の対応体制

現在、一部の医薬品において全国的な供給不足が発生しています。

当院では、医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な治療を継続できるよう、代替薬への変更や処方量の調整について、適切に対応できる体制を整備しています。

3．処方変更時の十分な説明

医薬品の供給状況により、患者さんに投与する薬剤を変更(先発医薬品から後発医薬品への変更、または他品目への変更)となる可能性があります。変更を実施する際は、医師又は薬剤師より患者さんへの十分な説明を行います。

当院は、これらの医薬品の安定供給に資する体制について、厚生労働省の定める施設基準を満たし、『地域支援・医薬品供給対応体制加算１』の届出を行っています。

皆さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

医）積信会　三村病院　病院長